

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 合同会社縁
- (2) 代表者 代表社員 森 達彦
- (3) 所在地 大阪府大東市北条二丁目 2 番 7 号

2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 児童発達支援・放課後等デイサービス すまいるぱれっと
- (2) 所在地 大東市南楠の里町 14 番 26 号 イーストコート 101 号室
- (3) サービス種別 児童発達支援、放課後等デイサービス

3 処分年月日

令和 8 年 4 月 30 日（木曜日）

4 指定取消年月日

令和 8 年 6 月 1 日（月曜日）

5 指定取消の理由

○人員基準違反（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 4 号）

少なくとも、令和 6 年 4 月～令和 7 年 9 月まで基準人員が足りない状況が継続しており、特に令和 6 年 8 月～令和 7 年 2 月の間は、基準人員の 6 割程度しか必要な職員が配置されていなかった。適切な人員が雇用できていないにもかかわらず、法人代表は定員を超える利用児童を受け入れ、利用人数に見合った人員を配置しなかった。

○不正請求（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号）

定員超過利用減算を免れるために、利用者が利用した日とは別の利用していない日に請求する、利用しているにもかかわらず欠席したことにして欠席時対応加算を算定する等の

方法で、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。

また、定員を超える利用児童を受け入れた結果、基準人員が欠如する状態が続いていたが、人員欠如減算をすることなく障害児通所給付費を不正に請求し受領した。

6 不正請求額

約 **1,835** 万円（返還額は、支給決定を行った市町村が確定する。）